令和元年12月行方市教育委員会定例会

○開催日時 令和元年 12 月 25 日 (水) 午前 8 時 58 分~午前 11 時 40 分

○開催場所 行方市役所 北浦庁舎2階 第2会議室

○出席委員 教育長 横田 英一

教育長職務代理者石崎 光春委員邊田 益男委員滝 惠美子委員大崎 あい子

○事務局出席者 教育部長 宮内 民雄

学校教育課長八木 峰男生涯学習課長浜田 健太郎スポーツ推進室長平塚 喜昭学校教育課指導室長遠藤 智幸学校教育課課長補佐野原 文雄

【日程第1】 議事録署名委員の指名

【日程第2】

非公開 報告第8号 専決処分の報告について 行方市教育委員会職員の分限休職処分について

【日程第3】

公 開 議案第24号 行方市学校給食の申込みに関する諮問について

議案第25号 行方市指定無形民俗文化財の指定について

議案第26号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員

会規則の整備に関する規則の制定について

議案第27号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員

会規則の整備に関する訓令の制定について

議案第28号 行方市教育委員会事務局処務規定及び行方市教育委員会教育長事務委任規定の 一部を改正する訓令について

議案第29号 行方市幼稚園出産補助教職員の任用等に関する規定の一部を改正する告示について

議案第30号 行方市外国語指導助手勤務成績評定要領の一部を改正する告示について

【日程第4】 教育委員会事務委任規則第2条各号以外の報告

非公開 報告番号1 就学児童生徒の指定校変更について (学校教育課) 非公開 報告番号2 区域外就学児童生徒の認定について (学校教育課) 非公開 報告番号3 就学援助費支給児童生徒の認定について (学校教育課) 非公開 報告番号4 不登校児童生徒について (指導室) 非公開 報告番号5 いじめについて (指導室) 公 開 報告番号6 教育委員会重点事業年間管理表について (学校教育課) (生涯学習課)

公 開 報告番号7 その他

【日程第5】 その他

(1) 次回教育委員会定例会の開催について

○議 事 録

開会

教育長から開会の宣言がありました。

【日程第1】 議事録署名委員の指名

(教育長) 行方市教育委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、議事録署名委員に邊田委員を指名 します。

【日程第2】

≪非公開≫

報告第8号 専決処分の報告について 行方市教育委員会職員の分限休職処分について

(事務局) 議案朗読

(学校教育課長) 資料に基づき,議案説明

※報告第8号については、原案どおり承認されました。

【日程第3】

≪公 開≫

議案第24号 行方市学校給食の申込みに関する諮問について

(事務局) 議案朗読

(学校教育課長) 資料に基づき,議案説明

発 言 者	発 言 内 容
邊田委員	児童手当法第21条第1項及び第2項には、給食費に限らず滞納があった場合、
	差し引いて良いとの規定があるのか。
八木課長	同意を得られれば,児童手当から給食費の支払いに充てることは法律上問題な
	い。他課では保育園の授業料等の滞納があった場合に差し引いていた。
邊田委員	同意を得ることが条件ということは,同意を得られなかった場合は,給食費に

	充てることができないのか。生活が厳しい家庭は、給食費等を一部免除されてい
	ると思うので、そのうえでの滞納となれば、やむを得ないだろう。
滝委員	児童手当から差し引くことはできればやりたくはないが,滞納額が増えて,日々
	の給食運営がうまくいかないことが他自治体では過去にあったと聞いている。ま
	た、給食費の徴収に苦労するので、良い状況とは言えないが、給食を申込む際に
	同意をしてもらい提供するということでやむを得ないと思う。
邊田委員	申込書に支払いできない理由を記入する欄が必要だろう。特別な理由の場合も
	あると思うので、子どもの様子を見ながら、丁寧な対応をしてほしい。
八木課長	収入や世帯状況によっては,就学援助費支給で教育費用が援助されている。児
	童手当からの差し引きは、金銭的余裕はあるが、未納の家庭を対象としている。
滝委員	アレルギーについて、保護者と担任が食材を確認しているとのことだが、他県
	では過去に間違えて提供してしまう事故があった。全員で同じものを食べること
	には、教育的な意義があるが、そこにこだわり過ぎずに対応してほしい。担任の
	先生が給食の時間に食材全てを確認することは難しく、綻びが出てしまう。アレ
	ルギー対応が難しい場合は、保護者にその旨を伝え、弁当を持参してもらう等の
	対応を取っていただく方が間違いは起きない。

※議案第24号については、原案どおり可決されました。

≪公 開≫

議案第25号 行方市指定無形民俗文化財の指定について

(事務局) 議案朗読

(生涯学習課長) 資料に基づき,議案説明

○主な質疑・意見等

発 言 者	発 言 内 容
邊田委員	無形民俗文化財に指定することで何か補助等が受けられるのか。
浜田課長	大掛かりな修繕等が発生した場合に 50 万円までを補助する。あくまで全体での
	金額であるので、年度内で先に他の修繕があった場合は残額から補助する。最近
	は利用が増えており、今年度はお寺の修理を行った。

※議案第25号については、原案どおり可決されました。

≪公 開≫

議案第26号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行について

(事務局) 議案朗読

(学校教育課長) 資料に基づき,議案説明

○主な質疑・意見等

○上な貝州 心儿ャ	•
発 言 者	発 言 内 容
滝委員	この法律は、現在、国で進めている正規職員と非正規職員との差をなくしてい
	くという趣旨の法律からきているものか。
八木課長	そうである。
滝委員	では,行方市の ALT は直接雇用と派遣雇用だが,派遣雇用の ALT について,市
	と待遇を合わせるといった話はでているのか。
八木課長	派遣雇用の報酬については,会社内のことであるので実際の待遇等については
	わからない。
滝委員	派遣雇用よりも高い給料だと,他の ALT からも直接雇用になりたいという話が
	出る可能性があるが、直接雇用だと労務管理も大変になるため、現在のバランス
	でちょうど良いだろう。

※議案第26号については、原案どおり可決されました。

≪公 開≫

議案第 27 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規 則の整備に関する訓令の制定について

(事務局) 議案朗読

(学校教育課長) 資料に基づき,議案説明

発 言 者	発 言 内 容
邊田委員	第 28 条に「非常勤職員(地方公務員法第 28 号の 5 第 1 項に規定する短時間勤
	務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)を
	除く。」という一文があるが,これは職員の中から非常勤職員を除外したというこ
	とか。
八木課長	第 28 条中「職員」の次に,「非常勤職員を除く。」を加え,訓令の中から非常勤

	職員の除くという考え方で間違いない。
邊田委員	では,行方市教育委員会事務局処務規定の「職員」には非常勤職員は含まれな
	いと理解して良いか。この規定では,職員が営利企業に従事する場合は,教育長
	の許可を受けるが、非常勤職員の場合は該当しない、ということで良いか。
八木課長	そうである。

※議案第27号については、原案どおり可決されました。

≪公 開≫

議案第 28 号 行方市教育委員会事務局処務規定及び行方市教育委員会教育長事務委任規定の一部 を改正する訓令について

(事務局) 議案朗読

(学校教育課長) 資料に基づき,議案説明

※議案第28号については、原案どおり可決されました。

≪公 開≫

議案第29号 行方市幼稚園出産補助教職員の任用等に関する規定の一部を改正する告示について

(事務局) 議案朗読

(学校教育課長) 資料に基づき,議案説明

発 言 者	発 言 内 容
邊田委員	以前は行方市臨時職員等任用管理規則であったが,「別に定める」ということは,
	これまでの規則ではなくなるということか。
八木課長	これまで臨時職員用任用管理規定としていた部分を,別に定める会計年度任用
	職員としたものである。
邊田委員	行方市臨時職員等任用管理規則を別に定める,と読み替えればよいのか。「別に
	定める」とはどういうことなのか。
八木課長	会計年度任用職員ということになる。
邊田委員	管理規則そのものが変わり、市全体の任用職員と同じにするということか。
横田教育長	確認する。

邊田委員 幼稚園職員の産休補助と市職員の産休補助は違うのか。

八木課長 幼稚園教諭の免許を持っており、一般職ではないため特別に作った。

邊田委員 出産補助に関することは整えていかなければならない。女性が子どもを産んで

働くのは、並大抵のことではない。別の基準を設けなければ、周りと同様に昇進

していくことは、難しいだろう。

野原課長補佐 邊田委員から質問があった管理規定について、行方市臨時職員等任用管理規則

が廃止になる。

宮内部長 それに代わる規則が別にあり、現在調整中である。

※議案第29号については、原案どおり可決されました。

≪公 開≫

議案第30号 行方市学国語指導助手勤務成績評定要領の一部を改正する告示について

(事務局) 議案朗読

(学校教育課長) 資料に基づき,議案説明

※議案第30号については、原案どおり可決されました。

【日程第4】 教育委員会事務委任規則第2条各号以外の報告

≪非公開≫

報告番号1 就学児童生徒の指定校変更について

(学校教育課長) 資料に基づき、報告説明

≪非公開≫

報告番号2 区域外就学児童生徒の認定について

(学校教育課長) 資料に基づき、報告説明

≪非公開≫

報告番号3 就学援助費支給児童生徒の認定について

(学校教育課長) 資料に基づき、報告説明

≪非公開≫

報告番号4 不登校児童生徒について

(指導室長) 資料に基づき、報告説明

≪非公開≫

報告番号5 いじめについて

(指導室長) 資料に基づき、報告説明

≪公 開≫

報告番号6 教育委員会重点事業年間管理表について

(学校教育課長) 資料に基づき、報告説明

(生涯学習課長) 資料に基づき、報告説明

(スポーツ推進室長) 資料に基づき、報告説明

≪公 開≫

報告番号7 その他

発 言 者	発 言 内 容
滝委員	学校評価委員や研究発表会,英語の授業等を見た際の感想について,北浦中学
	校で行われた研究発表会は全中学校の教員が参加し、積極的な話し合いがなされ
	て,とても良いものであったと感じた。また,教育長の指針の指導方法にも工夫
	があり、高萩市でのいじめ自殺問題に関わった方に時差なく、具体的に講話いた
	だいている点も感心した。
	来年度の指導要領改正やグローバル化など、先行きが不透明な中で、流れを良
	く捉え,方向転換に向けた教育ができている。現在,不登校や引きこもりは社会
	問題でもあり、義務教育の重要性を改めて感じた。不登校になった場合はいろい
	ろな対応をもつと思うが,それ以上に新たな不登校が生じないよう,力を入れる

ことが大切である。

行方市の英語教育推進計画は,可能であれば,小学校時代から指導要領に沿って改善に向けた方針を立てるべきだろう。

ALT について、新しい日本の英語教育が求めることや授業時のフォローの仕方などを勉強してもらい、充実させていければ良い。上手に活用し、来年度からにつなげてほしい。

邊田委員

今の若い人達の中で、ひとつの職場で働き続ける人は少ない。英語はもちろん 大切であるが、それ以上に頑張って生きることを指導することが大切である。個 人の意見としては、小学校の国語と算数を基本として教えるべきであり、英語や プログラミングは基本がなければうまくいかないだろう。また、思い通りになら ない社会を生きるために、精神力のある子どもを育てていくべきである。

【日程第5】 その他

≪公 開≫

(1) 次回定例会の開催について

(事務局) 次回教育委員会定例会の日程について、事務局より報告。

(教 育 長) 次回定例会については、令和2年1月27日に開催することとします。

閉 会

教育長から閉会宣言がなされました。